

Ⅱ 分野別施策

第1 地域生活の支援体制の充実

1 生活支援

(1) 現状と課題

障がいのある人本人とその家族の高齢化が進むとともに、地域においては、核家族化をはじめとした家族形態の変化が見られ、家庭における介護・支援機能が低下しています。

障がいのある人の数が年々増加するとともに、全国的な傾向と同様に本市においても障がいの重度・重複化が進んでいます。

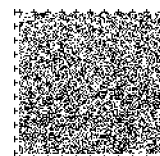
実態調査では、在宅で暮らしている40歳以上の知的障がいのある人のうち、親と暮らしている人は約7割を占めており、親に万一のことがあったとき、障がいのある人の生活や財産管理等について、各種制度の周知や活用を図るための検討が必要です。

また、身体に障がいのある人の約8割、知的障がいのある人の約5割、精神障がいのある人の約7割は、将来、在宅での生活を希望しています。

障がいのある人の個々のニーズや障がいの特性に応じた相談対応、サービス調整などの支援を行うケアマネジメント機能の整備が求められています。

これまでの障がい児・者福祉サービスは、施設と在宅の双方に比重を置いていましたが、今後の障がい保健福祉施策は、大きく在宅重視へと移行されるものと考えられます。

本市では、前計画に基づき、施設の計画的な整備を行ってきましたが、一方で、利用者の固定化や、様々なニーズを有する障がいのある人が混在しているという課題を抱えており、多機能かつ複合的な支援が行えるよう、施設機能の再編に向けた検討を行うことが必要です。



(2) 基本的な考え方

障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら、地域で生活するために、身近な相談支援体制や、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図るとともに、障がい福祉サービスの量的・質的な充実に努めます。

(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 相談支援機能の充実

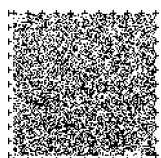
《主要施策》

(7) 相談支援体制の構築

地域の障がいのある人の福祉に関する各般の問題について、発達障害者支援センターや障害者総合相談支援センターなどとの連携を図りながら、主として居宅において日常生活を営む障がいのある人またはその介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うなどの、障がいのある人の自立等に必要な相談支援を行います。

在宅で家族と暮らす障がいのある人について、その家庭や家族を支援するとともに、特に、障がいのある子どもの健全な発達を支援する観点から、療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行います。

身近な地域において、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、適切な助言、指導などを行う身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生児童委員、在宅福祉委員などに対し、障がい者施策の特性に応じたきめ細かな情報提供や研修事業等を積極的に行い、相談機能の強化を図ります。



《主要施策》

(7) 障がい福祉サービスの提供基盤の整備

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日々の生活や活動を支えるサービスをはじめ、介護者の不在時や緊急時を支える仕組みを充実させます。

日常生活を支援するサービスについては、利用者のニーズに即したサービスを計画的に整備するとともに、利用者が安心して生活できるよう、サービスの質の向上に取り組みます。

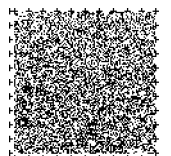
障がいの種類にかかわらず、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいのある人一人ひとりの能力や適性に応じた障がい福祉サービスを提供できる体制の構築に努めます。

(イ) 地域生活支援事業の創設

障がいのある人が、障がい福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適性に応じ、自立して地域での生活を営むことができるよう、障がいのある人の特性に合った地域生活支援事業を提供します。

(ウ) 補装具・日常生活用具の有効活用

障がいのある人や介護者の負担を軽減するうえで重要な役割を果たす福祉用具の利用の促進を図るために、給付制度の活用等に関する情報の提供や相談対応に努めます。



ウ 重度化・高齢化への対応

《主要施策》

(7) 家族等に対する支援体制の充実

障がいのある人の重度化・高齢化に対応し、家族等に一時的な休息をもたらす短期入所の活用など、家族等への支援を充実します。

(イ) ケアホームの整備の推進（共同生活介護）

ライフステージ上で様々な変化や困難が生じて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を提供し、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアホームの整備を推進します。

(ロ) 重度の障がいのある人に対する支援体制の整備

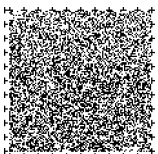
常時、医療ニーズが高い、または強度の行動障がいがあるなどの極めて重度の障がいのある人について、そのニーズに応じ複数のサービスを包括的に提供できる体制の構築に努めます。

エ 地域生活への移行の促進

《主要施策》

(7) 地域生活への移行の支援

在宅に重点をおいたサービスを展開することにより、在宅サービスの不足などの事情により施設に入所している障がいのある人の地域への移行を支援します。



(イ) 入所施設の機能の拡充・転換

入所施設の機能が、種々の事情から入所の継続が必要な障がいのある人や、心身の状況から入所による集中支援が適切である障がいのある人にとって「生活の場」となるよう充実を図るとともに、施設機能の再編などを通じて、多種・多様な職種で構成される専門支援機能や設備を整備するとともに、地域に開放することにより、入所者だけでなく地域で暮らす障がいのある人およびその介護者に対する相談支援や障がい福祉サービス等の充実を図ります。

オ 住居の確保

《主要施策》

(7) グループホーム等の整備

障がいのある人が住み慣れた地域での生活を続けたり、施設等から在宅生活に移行できるよう、障がいの特性に応じ、生活支援機能を備えたグループホームや福祉ホームなどの住まいの整備を推進します。

(イ) 公営住宅等の整備

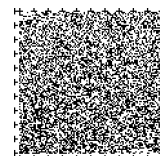
公営住宅への障がいのある人の優先入居に取り組むとともに、障がいのある人に対応した居室の整備を推進します。

カ 各種障がいへの対応

《主要施策》

(7) 障がいのある人への支援の充実

難病患者、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人等およびその家族に対する支援の充実に努めます。



《主要施策》

(7) 経済的支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害基礎年金等の年金，各種手当，医療費助成，公費負担制度の一層の充実に努めます。

保護者に万一のことがあったとき，障がいのある人の生活の安定のため，心身障害者扶養共済制度の周知および加入の促進を図るとともに，地域での自立した生活を総合的に支援します。

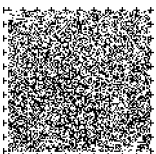
ク サービスの質の向上

《主要施策》

(7) 各種研修の充実等

福祉関係の職種に対する計画的・体系的な研修を通じて，資質の向上を図るとともに，ケアマネジメントや相談支援など，地域で新たに求められている機能に関する研修の充実に努め，サービスの質の向上を図ります。

障がいのある人に提供される福祉サービスについて，質の向上を図るため，市の福祉サービス苦情処理制度など苦情解決の仕組みの周知を図ります。



《主要施策》

(7) 権利擁護施策の推進

サービスを必要とする障がいのある人が，自らが利用するサービスを選ぶことが困難な場合があると考えられることから，障がいのある人の人権や財産権に関する実態を踏まえ，判断能力が不十分な人に対応する成年後見制度，地域福祉権利擁護事業など，障がいのある人の権利擁護に関する事業および財産管理を支援するシステムについて周知を行い，その活用を図ります。

